一般事業主行動計画

　職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　平成３０年３月１６日～平成３５年３月１５日までの５年間

２．内容

|  |
| --- |
| 目標１：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。  　　　　　女性職員・・・計画期間内の取得率を８０％以上にすること  　　　　　男性職員・・・計画期間中に１人以上取得すること |

<対策>

　●平成３０年１０月　～　育児休業制度周知のためのパンフレット作成

　●平成３０年１２月　～　パンフレットによる職員への制度周知

|  |
| --- |
| 目標２：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険免除などの制度の周知や情報提供を行う。 |

<対策>

　●平成３０年１０月　～　制度に関するパンフレット作成

●平成３０年１２月　～　パンフレットによる職員への周知

|  |
| --- |
| 目標３：平成３１年　４月までに、所定外労働時間削減のためノー残業デーを設定する。 |

<対策>

　●平成３０年１０月　～　職員の所定外労働時間実態調査及び制度への意向調査実施

　●平成３１年　３月　～　制度設計及び職員への文書による周知

　●平成３１年　４月　～　制度実施

|  |
| --- |
| 目標４：無期転換ルールについてのパンフレットを作成し、有期契約職員等に配布し、制度の周知を図る。 |

<対策>

　●平成３０年　３月　～　非常勤職員就業規則の改正

　●平成３０年　４月　～　制度に関するパンフレットの作成及び全職員への配布

　●平成３０年　４月　～　無期転換への受付開始

　●平成３１年　４月　～　無期転換職員の雇用開始